

別添 アヴァトレード・ジャパン株式会社

選択型自動売買サービス(各種シストレサービス)投資顧問契約締結時交付書面の「投資顧問契約の概要」に定める報酬額のうち、「⑤MT4口座を開設したお客様のうち AMMA の申し込みと契約をなされたお客様」から発生する成功報酬」と必要証拠金額、並びに自動売買プログラム作成者は以下の通りです。

◎Legacy を選択の場合

成功報酬は無し。

申込時の最低必要証拠金額 10 万円

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

◎Radiant を選択の場合

成功報酬は無し。

申込時の最低必要証拠金額 50 万円

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

◎SA を選択の場合

成功報酬は 20%ハイウォーターマーク方式

申込時の最低必要証拠金額 10 万円

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

◎ポートレートを選択の場合

成功報酬はハイウォーターマーク方式で月間利益の 20%相当分。

申込時の最低必要証拠金額 50 万円

Win-invest Japan 株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1958 号)

◎ユニバーサルを選択の場合

成功報酬は 20%ハイウォーターマーク方式

申込時の最低必要証拠金額 50 万円

Win-invest Japan 株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1958 号)

◎トレンドクルーズを選択の場合

お申込み口数にかかわらず、当該月に EA が送受信する注文を忠実に執行した結果、値洗い後残高が前月末比 1 万円以上増加した場合に 1 万円＋消費税を成功報酬としてお支払いいただきます。(ただし当該月中の入出金による証拠金の増減は加味しません。)

なおこの金額が 1 万円未満の場合、成功報酬は発生しません。

申込時の最低必要証拠金額 30 万円

Win-invest Japan 株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1958 号)

◎STT を選択の場合

成功報酬は 20%ハイウォーターマーク方式

申込時の最低必要証拠金額 30 万円

Win-invest Japan 株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1958 号)

◎AI-STABLE を選択の場合

成功報酬は当該月末の純資産額と前月末の純資産額を比較し、取引を行っている口数における金額ベースで 3%を超えている場合は、3%を超える金額のすべてを成功報酬としてお支払いいただきます。なおこの金額が 3%以下の場合、成功報酬は発生しません。期中での参加や中途解約 の場合は運用を行った日数により成功報酬発生率の%を計算します。ロット数の変更依頼はお受けいたしません。ロット数の変更は証拠金の口数での調整になります

申込時の最低必要証拠金額 100 万円

株式会社トリロジー

(本社大阪、金融商品取引業者、近畿財務局長(金商)第 372 号)

◎セントラルトレーディングを選択の場合

成功報酬は 20%ハイウォーターマーク方式

申込時の最低必要証拠金額 50 万円

株式会社トリロジー

(本社大阪、金融商品取引業者、近畿財務局長(金商)第 372 号)

◎ゼクサテクノロジーを選択の場合

成功報酬は 20%ハイウォーターマーク方式

申込時の最低必要証拠金額 100 万円

株式会社トリロジー

(本社大阪、金融商品取引業者、近畿財務局長(金商)第 372 号)

◎セレクション365を選択の場合

成功報酬は 20%ハイウォーターマーク方式

申込時の最低必要証拠金額 50 万円

株式会社トリロジー

(本社大阪、金融商品取引業者、近畿財務局長(金商)第 372 号)

◎osaka fund を選択の場合

成功報酬は 20%ハイウォーターマーク方式

申込時の最低必要証拠金額 50 万円

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

◎HAYABUSA を選択の場合

成功報酬は無し。

申込時の最低必要証拠金額 30 万円

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

◎Accumtrade を選択の場合

成功報酬は 20%ハイウォーターマーク方式

申込時の最低必要証拠金額 100 万円

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

◎Apollon1 を選択の場合

成功報酬は無し。

申込時の最低必要証拠金額 20 万円

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

◎Apollon2 を選択の場合

成功報酬は 20%ハイウォーターマーク方式

申込時の最低必要証拠金額 20 万円

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

◎ α アルゴトレード を選択の場合

成功報酬は 20%ハイウォーターマーク方式

申込時の最低必要証拠金額 50 万円

株式会社トリロジー

(本社大阪、金融商品取引業者、近畿財務局長(金商)第 372 号)

※取引開始後も追加入金が可能です。

※取引開始後の出金につきましては、「出金後に申込時の最低必要証拠金額を下回らない」かつ「ポジションを維持するための必要証拠金額を十分上回る」の条件を満たす場合に限り出金可能です。

※取引開始後に出金されて、口座残高が「申込時の最低必要証拠金額」の額を下回った場合は、AMMA の契約が解除される場合がございます。その際、保有ポジションがあれば強制決済されます。

※ハイウォーターマーク方式とは

月末に、過去の月末において形成された最高純資産を上回る純資産がある場合、その上回る純資産に対して成功報酬を計算する方法です。

(入出金による純資産の増減は計算にいません。)

平成 30 年 7 月 9 日策定

平成 30 年 7 月 24 日改定

平成 30 年 10 月 3 日改定

平成 31 年 1 月 17 日改定

平成 31 年 2 月 4 日改定

平成 31 年 3 月 11 日改定

令和元年 5 月 23 日改定

令和元年 6 月 10 日改定

令和元年 7 月 19 日改定

令和元年 8 月 16 日改定